

# 「大阪版食の安全安心認証制度」の今後のあり方について

### (仮) HACCP認証の制度設計 (前回までの協議事項)

現行認証制度の設定方針に基づき設定
■わかりやすさ
■HACCP推進のツール

■取組の見える化
■取組みやすさ

■内部・外部双方で点検
■ISOなどの国際的HACCP認証に対応できない事業者のHACCP導入の契機

■第三者機関の活用

**現行の認証基準**

- 衛生管理項目 45項目 施設での取組隣証
- コンプライアンス、危機管理項目 25項目

+

**HACCP基準(案)**

- 製造工程の取組隣証
- 現行基準の必須項目数を追加
- HACCPに関する項目 (7原則) を追加

【対象】	・現行の認証基準を満たしている施設 (製造業) で製造されている製品 (グループ) ★HACCP方式で管理している実績がある製品
【認証期間】	2年更新とし、認証 (更新) から1年経過後に中間審査
【認証機関】	★大阪版食の安全安心認証制度の認証機関 (8機関)
【認証マーク】	HACCP認証を受けた製品には、認証マーク表示可能
【認証取得の流れ】	<p>保健所の指導、コンサルタント等の助言</p> <p>HACCP導入に挑戦する事業者 → 基準を自主点検 → 認証機関に申請 → 認証機関の審査 → 大阪版HACCP認証</p> <p>HACCP導入済事業者 (※)</p> <p>※ ISOや他自治体等の認証を取得していても、改めて自主点検・申請・審査の各種手続が必要</p>

### HACCPの制度化 厚生労働省 (案)

10月14日、厚生労働省の有識者検討会でまとめた、「HACCPの制度化」に関する中間とりまとめ案を公表

厚生労働省提示案
○ 製造・調理・加工・販売といった**全ての食品等事業者**において、**HACCPによる衛生管理を義務**付ける

○ 原則は**基準A**、小規模事業者・多品目の製造業者・特定の業種などは**一部要件を緩和 (基準B)**

○ 各事業者での実施状況の確認方法、導入の支援策、**基準A・Bの線引き**等は厚生労働省で今後検討

	HACCPの適用	衛生管理計画	制度化に際しての要求事項	許認可の必要書類
<b>基準A</b>	HACCPの7原則 (Codexのガイドライン)	HACCPプランを作成	<b>HACCPの7原則を実施</b> (①危害要因分析、②重要管理点の設定、③管理基準の設定、④モニタリング方法の設定、⑤改善措置の設定、⑥検証方法の設定、⑦記録・保存方法の設定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>営業許可申請書</li> <li>営業施設図面</li> <li>条例規規定する書類</li> <li>HACCPに基づく衛生管理を実施していることを示す書類</li> </ul>
<b>基準B</b> (小規模事業者、特定業種等)	HACCPに基づく衛生管理	HACCPに基づく衛生管理プランを作成	<b>HACCPの7原則を概ね実施</b> ※①危害要因分析、④モニタリング方法の設定、⑦記録・保存方法の設定は、 <b>基準Aの要件を緩和</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>製品説明書</li> <li>製造工程図</li> <li>危害要因分析表</li> <li>HACCPプラン (CCPの設定等)</li> </ul>

平成28年

- 中間とりまとめパブコメ
- 検討会とりまとめ公表

▶

平成29年

- 厚生労働省内で法改正案、制度設計を検討
- HACCP制度化の普及

▶

平成30年

- 食品衛生法改正案提出
- 一定期間後に施行 (移行期間も設定)

### 大阪版食の安全安心認証制度の活用

**大阪府のHACCP推進方針 (案)**

主に中小規模の事業者を対象とした包括的・効果的なHACCPの導入推進を実施

【HACCPに関する正しい知識の普及】

- n HACCP周知を目的としたセミナーの開催、参加促進
- n 大阪版食の安全安心認証制度の推進
- n メールマガジンによる基礎知識の発信
- n 消費者啓発事業の強化

【HACCP導入の取組支援・人材育成】

- n 簡略化した記録様式等の作成
- n 日本政策金融公庫、HACCP支援法等の活用促進
- n 公民連携によるHACCP導入セミナーの開催、参加促進
- n 他自治体との合同職員研修の実施

大阪版食の安全安心認証制度を活用して  
広くHACCPの普及を推進

- 認証基準を達成すればHACCPによる衛生管理ができていると見せる内容に
- **全ての食品事業者が対応**できるよう、認証基準の内容は国の提案する「基準B」に沿うものとする
- HACCPに基づく衛生管理を実施していることを評価対象とし、その妥当性の評価には至らないため、**製品への認証マークの使用は不可**

u 製造、飲食店及び喫茶店、販売の各認証基準に「HACCPによる衛生管理の実施」を組み込む (別紙)  
→ 認証制度が**HACCP版に生まれ変わる**

u 認証の仕組みは現行制度を維持

**今後のスケジュール (案)**

次回の事業者あり方検討部会 (平成29年2月予定)

- ① 本会議の御意見を反映した基準案 (修正) を検討
- ② 変更後の基準を踏まえた運用方法 (認証有効期間、移行期間等) を検討

★平成29年度中に、変更後の内容での運用開始を目指す

